

2026年5月11日

半田市議会議長 様



公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する  
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

現在、「公契約条例」の制定は、個々の地方公共団体の努力によって全国で広がり、91自治体に達しています。そのうち愛知県内の自治体が約4分の1を占めており、公契約における労働条件の確保に向けた取組が広がっています。

2009年7月に施行された公共サービス基本法は、第11条において「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と定めています。

また、公共工事の発注に関しては、一昨年、持続可能な建設業の実現を目指し、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力の強化」を目的として、品確法、建設業法及び入契法を一体的に改正する、いわゆる「第三次・担い手3法」が成立しました。改正された品確法では、担い手確保や地域建設業の維持、生産性向上を柱とし、公共工事が先導的役割を果たす施策が盛り込まれました。また、改正建設業法では、民間工事を含め、発注者である地方公共団体にも請負契約において遵守すべき内容が定められました。

そもそも公共サービス基本法制定の背景には、行政の「コストカット」を目的とした公共サービスの民間開放が無秩序に進められたことがある。その結果、低賃金かつ不安定雇用で働く公契約事業従事者、いわゆる「官製ワーキングプア」が生み出され、公共サービスの質の低下を招き、ひいては住民のいのちと暮らしにも悪影響を及ぼす事態が生じたことへの反省がありました。

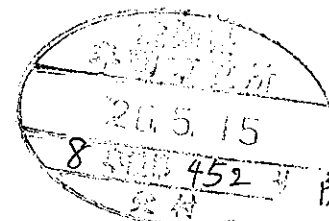
政府も「コストカット型経済の是正」に言及し、地方創生2.0の基本構想においても、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」を掲げています。さらに、骨太の方針2025においても、30年続いたコストカット型経済からの脱却を進め、「賃上げを起点とした成長型経済」への転換を基本方針として掲げるなど、公契約法の制定に向けた社会的環境は大きく変化しています。

一方で、足元では中東情勢等の影響により、エネルギー価格や資材調達コストの高騰が続き、労務費も上昇しています。こうした状況のもとでは、スライド条項の適切な活用を含め、地域の担い手である企業等の維持・成長と労働者の保護・確保を図ることが不可欠です。国の責任において、公共サービス基本法第11条の理念を実効あるものとするための公契約法を速やかに制定することが求められています。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の適正な賃金・労働条件の確保と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。



以上

陳-9

## 【意見書案③】国宛

### 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書(案)

2009年7月に施行された公共サービス基本法は、第11条において、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備について、国及び地方公共団体が必要な施策を講ずるよう努めることを定めている。

近年、公共工事や公共サービスを担う人材の確保は大きな課題となっている。2024年には、建設業の深刻な人手不足や高齢化への対応を目的として、品確法、建設業法及び入契法を一体的に改正する、いわゆる「第三次・担い手3法」が成立し、適正な労務費の確保や働き方改革の推進が図られた。

また、2026年1月には、中小企業がコスト上昇分を取引価格へ円滑に反映できるようにすることを目的として、「中小受託取引適正化法（取適法）」が施行され、取引の適正化に向けた制度整備も進められている。

しかしながら、これらの制度は主として取引の適正化や産業政策を目的としたものであり、公契約において従事する労働者の賃金水準や労働条件を直接的に保障する仕組みとはなっていない。

公共サービス基本法制定の背景には、公共サービスの民営化が進む中で、低賃金かつ不安定雇用で働く、いわゆる「官製ワーキングプア」が生じたことへの反省があった。公共サービスの質を維持・向上させるためには、その担い手である労働者の適正な賃金と安定した雇用の確保が不可欠である。

加えて、近年は物価高騰や災害対応など、地域社会を支える公共サービスの重要性が一層高まっている。地域の担い手である企業の持続的発展と、そこで働く労働者の処遇改善を同時に進めることが、持続可能な地域社会の構築にとって重要である。公共サービス基本法の理念を実効あるものとするのが求められる。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の適正な賃金・労働条件の確保と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
経済産業大臣

〇〇〇議会  
議長